

**至 急**

2都薬会発第18号  
令和2年4月7日

地区薬剤師会 会長 殿  
実務実習エリア責任者 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会  
会長 永田 泰造

政府による『緊急事態宣言』発令後の薬局実務実習中断について（依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、政府による緊急事態宣言が東京都など7都府県を対象に本日4月7日19時に発令されることとなりました。

現在、薬局従事者の新型コロナウイルス感染は報告されておりませんが、「感染の疑いのある」受診者が散見されており、今後、薬局での感染確率が高まることが予測されます。実習施設としての感染防御策を維持するには、非常に難しいステージに移行したと考えますので、緊急事態宣言発令後には、東京都内で実施されている全ての実務実習を中断するようご手配の程、貴会会員受入れ施設並びに指導薬剤師への周知をお願いいたします。

実習中断後は遠隔学習に切り替えられることとなりますので、大学の方針も踏まえ個々の実習状況に応じた適切な対応をお願いいたします。

本件につきましては、関東地区調整機構が関係23大学と調整を進めているところではございますが、貴会受入薬局をはじめとする実務実習関係者へ至急、ご周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

担当事務局:東京都薬剤師会 職能対策課  
TEL 03-3294-0096  
E-mail syokunou@toyaku.or.jp